

## 森ノ宮医療大学 動物実験部会規程

平成29年3月21日制定

平成29年6月20日改定

### (趣旨)

第1条 この規程は、動物実験規程第5条2項の規定に基づき、本学における動物実験委員会としての動物実験部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (部会の役割)

第2条 部会の役割は動物実験規程第5条に基づき、以下の事項について、学長の委任を受け審議又は調査し、学長に報告又は助言するものとする。

- (1) 動物実験計画が関連法規および森ノ宮医療大学動物実験規程に適合していること
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部検証に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

### (組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に関して優れた識見を有する者として、学部または大学院常勤教員より1名
- (2) 学識経験を有する者として、前号に該当しない学部または大学院常勤教員より1名
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者1名
- (4) 森ノ宮医療大学動物実験施設長
- (5) 森ノ宮医療大学総務室に所属する者1名
- (6) その他、学長が必要と認めた者

2 部会長が必要と認めた場合には、委員を増員することができる。

3 第1項各号の委員は、部会長が選任し、研究支援センターの議を経て学長が委嘱する。

### (任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第5条 部会に部会長、副部会長を置く。

- 2 部会長は研究支援センターにより選任され、副部会長は委員の互選により選出する。
- 3 部会長は部会を主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第6条 部会は、部員の過半数の出席をもって成立し、出席部員の過半数の同意をもって部会の決定とする。

(部員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、部会委員以外の者の出席を得て、意見等を求めることができる。

(動物実験計画の審査の申請)

第8条 部会に動物実験計画の審査を申請できる者は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）の教職員とする。

- 2 審査を申請しようとする者は、「森ノ宮医療大学動物実験計画書」（様式1）を動物実験に関する最終責任者である学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、申請のあったすべての動物実験計画について、部会に諮問しなければならない。

(審査の判定及び通知)

第9条 審査の申請があった動物実験計画は、学長の諮問により部会長が受け付ける。審査は部会長が当該実験計画に関わりの無い2名の部会委員（総務室に所属する者1名を除く）を審査委員として選定し、その2名による事前審査を行う。事前審査の取りまとめと記録、保存は部会長が行う。部会長は事前審査が終了した動物実験計画を部会に諮り、その判定は出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行い、部会長が研究支援センターを経て学長に答申する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 次の各号に掲げる場合、部会長は部会による書面審査の後、研究支援センターを経て学長に答申する。

- (1) 既に承認された動物実験計画における実験補助者の増減に関わる変更
- (2) 学生実習等、既に承認された動物実験計画に準じて類型化されている動物実験計画の審査
- (3) 共同研究であって、既に他の主たる研究実施機関において動物実験倫理審査委員会等の承認を受けた研究計画等の審査

- 3 部会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。
- 4 審査経過及び判定結果は、記録として保存する。
- 5 学長は、審議の結果を動物実験倫理審査結果通知書により申請者に通知しなければならない。
- 6 前項の通知にあたり、審査の判定結果が本条第1項第2号から第5号までのいずれか該当する場合には、理由等を明示しなければならない。
- 7 申請者は、審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書を提出して学長に再度の審議を1回に限り求めることができる。
- 8 学長は、異議申立書について妥当性が認められない場合は棄却し、そのほかの場合は部会に対して再審査を求めることができる。

(事務)

第10条 部会に関する事務は、委員（総務室に所属する者1名）ならびに研究支援センターにおいて行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会について必要な事項は、部会が別に定め学長に報告する。

附 則

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成29年6月20日から施行する。